

CloudGarage クラウド型 WAF オプション 利用約款

この利用約款は、NHN JAPAN 株式会社 が提供するクラウド型 WAF の利用を目的とする契約内容や申込方法について定めます。契約者は、お申し込みの前に必ずこの利用約款の内容をよく確認し、同意のうえでお申し込み手続きを行って下さい。

第1条 (クラウド型 WAF オプション利用約款の目的)

クラウド型 WAF 利用約款(以下、「本約款」といいます。)は、NHN JAPAN 株式会社(以下、「当社」といいます。)が運営するクラウド型 WAF(以下「本サービス」といいます。)の利用を目的として、当社と契約者との間の契約(以下、「本利用契約」といいます。)の申込方法およびその内容等について定めます。

第2条 (本サービスの提供範囲)

1. 本サービスは、当社が提供するクラウドサービス「CloudGarage」の契約者のみが利用することができるオプションサービスです。
2. 本サービスの提供地域は、原則として日本国内のみとし、当社の裁量によりその提供地域を拡大することができます。

第3条 (本サービスの申込方法)

1. 契約者が本サービスの利用を希望する場合には、当社が指定するウェブサイト上の申込みフォームに必要事項を入力して申し込む方法又はその他当社が認める様式で申し込む方法により、申し込むものとします。
2. 本サービスの申込みをした契約者は、本約款の全ての内容について同意したものとみなされます。

第4条 (本利用契約の成立時期)

1. 本利用契約は、前条(本サービスの申込方法)第1項に定める申込方法に従って契約者の本サービス申込みの意思表示が当社に到達し、それに対して当社が行う承諾の意思表示が契約者に到達したことにより、有効に成立するものとします。
2. 前項の契約者の申し込みに対する当社の承諾の意思表示は、電子メールその他当社が適切と判断する方法による通知の方法で行うものとし、電子メールによる場合には、当社が発信した承諾の意思表示を内容とする電子メールが契約者においてアクセス可能なサーバー内に着信したことをもって、前項における「到達」とします。なお、本項の規定は、本約款内に規定される全ての当社から契約者に対する電子メールによる通知の規定に適用されるものとします。
3. 前項までの規定によるほか、契約者が第1項の規定に従って本サービスの申込みを行い、当社が契約者に対して本サービスの提供を開始したときも、本利用契約は成立したものとします。

第5条 (契約期間)

1. 契約者は、本利用契約成立後に FQDN 名等、本サービスを利用するために必要な情報を提供するものとし、当社は本サービスを提供するための設定を行うものとします。
2. 本サービスの提供は、前項の設定の完了日(以下「設定完了日」といいます。)から開始します。
3. 本利用契約の契約期間は、設定完了日から設定完了日の属する月の翌月末日までとし、これを初回契約期間とします。

第6条 (利用料金)

1. 当社は本サービスの利用料金を定め、当社が運営するウェブサイトへの掲載等、当社が任意に定める適宜の方法でこれを契約者に通知するものとします。
2. 当社は、前項により定めた利用料金を予告なく変更することがあります。変更された利用料金は、当社が運営するウェブサイトへの掲載等、当社が任意に定める適宜の方法でこれを契約者に通知するものとします。
3. 本サービスの利用料金については、日割計算は行わないものとします。

第7条 (利用料金の支払い)

1. 契約者は前条の利用料金を、本サービスを利用する月の毎月 1 日までに、別途当社の指定する支払方法にて支払うものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、契約者は、初回契約期間の利用料金を本サービスの申込み時に支払うものとします。

第8条 (非保証)

1. 本サービスは、サイバー攻撃に対するサイバーセキュリティという性質上、サイバー攻撃の技術向上その他の原因により、目的を果たせない場合があるなど、第三者からのあらゆる不正なアクセスを本サービスにより遮断できるものではなく、サイバーセキュリティの目的が100%実現することを保証するものではありません。また、契約者は、正当なアクセスと判断する第三者からのアクセスであっても本サービスにより遮断される場合があること、クラウド型 WAF の仕様上各サーバーから本サービス監視センターに送信設定されていないログについては攻撃の検知防御の対象外となることを了承のうえ本サービスを利用するものとします。
2. 契約者は、当社に対して、本サービスの実施状況について報告を求められますが、その報告に疑義が生じた場合でも、当社の承諾なく、当社の事業所等に立ち入ることはできないものとします。
3. 故意又は重過失により契約者に損害を与えた場合を除き、当社は本サービスの効果に関して一切責任を負いません。
4. 当社または当社が委託する第三者(以下「委託先」といいます。)が管理するサーバー等から契約者の情報が開示、漏えいされた場合であっても、その原因が当社又は委託先の故意又は重過失によらない場合には、当社は、これによって損害を被った契約者その他の第三者に愛する一切の責任を負わないものとします。
5. 契約者は、本サービスを利用することが契約者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当社は、契約者による本サービスの利用が、契約者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。

第9条 (CloudGarage 利用約款の準用)

1. 本約款に定めるほか、当社が別途定める「CloudGarage 利用約款」第5条(承諾を行わない場合)、第7条(契約の更新)、第8条(料金の種類)、第11条(割増金)、第12条(延滞利息)、第13条(端数処理)、第14条(サービスの停止等)第2項から第8項、第15条(契約者の行う契約解除)、第16条(当社の行う契約解除)、第21条(当社が自発的に行う修補)、第6章(禁止事項)(但し、第26条(性風俗に関するサイト掲載等の禁止)を除きます。)、第7章(契約者の義務)(但し、第30条(アカウント等管理責任)を除きます。)、第8章(連絡届出等)、第9章(本サービスの廃止)、第10章(損害賠償)、第11章(契約者情報の取り扱い等)、第12章(紛争の解決等)及び第13章(約款の変更)を準用するものとします。
2. 本約款と CloudGarage 利用約款の定めにより矛盾・抵触がある場合には、本約款を優先するものとします。

付則

2018年 9 月 6 日 制定・施行